

報道関係 各位

2014年6月12日(木)  
一般社団法人 日本オーディオ協会

## News Release

### 「ハイレゾリューション・オーディオ（サウンド）の取り組み」

一般社団法人 日本オーディオ協会（略称：JAS）は「ハイレゾリューション・オーディオ（サウンド）」（以下、ハイレゾという）が、オーディオ市場活性化のカギと認識し、業界を挙げて普及拡大に向けて以下の三つ取り組みを決定しました。

- I ハイレゾの基本的な考え方
- II ハイレゾの基本定義について
- III ハイレゾ推奨ロゴに関して

### 企画意図

日本オーディオ協会は、オーディオ市場活性化のために「ハイレゾ」の普及がカギであると認識し、去る6月5日の総会にて今期事業計画の中心に据えることを決定しました。コンポーネントオーディオの世界は勿論のこと、昨今のポータブルオーディオの世界においても「高音質」追及の波が起こっており、これまでの「Hi-Fi オーディオ」につながる「新しい時代のオーディオ」表現として「ハイレゾ」を位置づけました。定義は、一般社団法人電子情報技術産業協会（略称：JEITA）が設定した定義を原則踏襲しますが、日本オーディオ協会として、「付帯項目」を付記し、オーディオ・音楽ファン及び会員企業の期待に応える所存です。具体的取組として日本オーディオ協会が推奨する「ハイレゾ」ロゴマーク対象商品の、各会員企業による市場導入の促進と、秋の「オーディオ・ホームシアター展 2014」開催や各地でのセミナー、シンポジウム、試聴会開催など認知向上に努め、国内オーディオ市場の活性化及び拡大を目指します。

<お問い合わせ先>

〒108-0074 東京都港区高輪3丁目14番13号 レフォルマ高輪4F  
一般社団法人 日本オーディオ協会 ハイ Rezol 推進等技術会議事務局  
TEL 03-3448-1206・FAX 03-3448-1207

## 報道関係各位：補助資料 1

「ハイレゾリューション・オーディオ（サウンド）」（以下、ハイレゾという）に関わる考え方と定義は以下のとおりです。なお、ここに記載されていない事項については、日本オーディオ協会（以下、協会という）としては必要に応じ適宜判断し審議してまいります。

### I 「ハイレゾ」に対する基本的な考え方

- 1 「HiFi オーディオ」につながる、「新しい時代のオーディオ」表現として捉えます。
- 2 「ハイレゾ」の対応機器は、民生用として録音から再生に至る一貫した機器とします。（デジタル・アナログを問わず）

### II 「ハイレゾ」の定義

- 1 一般社団法人電子情報技術産業協会（JEITA）公告（25JEITA - CP 第 42 号）を原則としますが、協会が示す「ハイレゾ」対応機器とは、以下に付記した「付帯項目」を満たしたものとして定義します。
- 2 録音、及び再生機器並びに伝送系において以下の性能が保証されていること。

#### <アナログ系>

- (1) 録音マイクの高域周波数性能 :40kHz 以上が可能であること。
- (2) アンプ高域再生性能 :40kHz 以上が可能であること。
- (3) スピーカー・ヘッドホン高域再生性能 :40kHz 以上が可能であること。

#### <デジタル系>

- (1) 録音フォーマット  
: FLAC or WAV ファイル 96kHz/24bit 以上が可能であること
  - (2) 入出力 I/F  
: 96kHz/24bit 以上が可能であること。
  - (3) ファイル再生  
: FLAC/WAV ファイル 96kHz/24bit に対応可能であること。  
(自己録再機は、FLAC または WAV のどちらかのみで可とする)
  - (4) 信号処理  
: 96kHz/24bit 以上の信号処理性能が可能であること。
  - (5) デジタル・アナログ変換  
: 96kHz/24bit 以上 が可能であること。
- 3 生産若しくは販売責任において聴感評価が確実に行われていること。
    - (1) 各社の評価基準に基づき、聴感評価を行い「ハイレゾ」に相応しい商品と最終判断されていること。

## 報道関係各位：補助資料 2

### Ⅲ 「ハイRezリユーション・オーディオ（サウンド）」（以下、ハイRezという）の日本オーディオ協会（以下、協会という）推奨ロゴについて

- 1 下記ロゴを、協会推奨ロゴとして使用していきます。



<ソニー株式会社から商標権譲渡を受け日本オーディオ協会が推奨するロゴマーク>

今後、同様に協会が定める「定義」を満たす商品のみに付与される、新たなロゴマークが会員より提案等がある場合は、協会として審議をまいります。

#### 2 協会推奨ロゴの使用（付与）条件について

- (1) 協会推奨ロゴの使用は、協会法人会員を原則とします。
- (2) 協会が決めた「ハイRez」の定義（付帯項目を含む）を満たす商品のみ推奨ロゴの使用を認めるものとします。
- (3) 協会推奨ロゴの海外使用は「商標」として適法に使用できる海外主要地域を前提に使用可能とします。
- (4) 協会と使用申請会員企業とが結ぶ「ハイRez・ロゴ使用同意書」に同意した会員企業とします。
- (5) (1) 項～(4) 項を満たしているロゴ使用については原則無償とします。

以上